

監査指摘事項の措置状況通知書

総合政策部

令和5年度（No. 3）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課 名	指 摘 事 項	措 置 状 況	改善，検討 等の年月日
政策調整課	(1) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ① 旅費の支出において，鉄道賃で片道100キロメートル未満にもかかわらず特急料金及び座席指定料金を支給したことにより，3件5,040円の過払いのものがあつた。	深夜帰宅を避けるためにやむを得ない場合には，特急料金及び座席指定料金を支給できるものとの思い込みから生じた誤りであるため，旅費に関する規程や通知を再確認し，適正な算定となるよう取扱いを整理するとともに，経理事務に関する確認の視点を前年度以上に設け，確認を徹底することとした。	令和6年 4月3日
政策調整課	(1) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ② 旅費の支出において，政令指定都市以外に出張する場合に交通費は，目的地に最も近い鉄道の最寄り駅までの鉄道賃等を支給するとされているが，最寄り駅以外の駅までの鉄道賃を算定したことにより，2件700円を過少に支給しているものがあつた。	本件に係る出張は複数部局にまたがるものであり，他部が指定した経路，旅費等が適正であるとの思い込みにより算定誤りがあつた。今後は，他部の所管用務出張に対しても，用務地や行程等の詳細を確認するとともに，必要に応じて所管部分を区分できるものについては，部局ごとに起票し，意思形成過程における責任を明確化することも検討する。	令和6年 4月3日
秘書課	(1) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ② 旅費の支出において，政令指定都市以外に出張する場合に交通費は，目的地に最も近い鉄道の最寄り駅までの鉄道賃等を支給するとされているが，最寄り駅以外の駅までの鉄道賃を算定したことにより，2件700円を過少に支給しているものがあつた。	本件は，市長随行の出張において旅費算定の誤りが発生したが，他部が指定した市長分の経路や旅費等を基に随行分の算定を行っており，それが適正であるとの思い込みにより算定誤りが発生した。今後は，他部が指定の経路や旅費等に対しても，用務地や行程等の詳細の確認を徹底するため，決裁ラインを見直し，確認人数を増員することで確認体制を強化した。	令和6年 4月10日

監査指摘事項の措置状況通知書

いじめ防止対策推進部

令和5年度（No. 3）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課 名	指 摘 事 項	措 置 状 況	改善，検討 等の年月日
いじめ防 止対策推 進課	(1) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ① 旅費の支出において，鉄道賃 で経路の誤りに伴い旅客運賃の 算定を誤ったことにより，2件 1,120円の過払いのものがあつ た。	旅費については関係通知等を確 認の上で積算していたが，過年度 に掲示板で掲載された東京出張に 係る旅費の取扱いの変更の確認漏 れにより，旧来の方法で積算した ことが過払いの原因であり，今後 の旅費の積算については最も経済 的な通常経路及び方法の確認を 複数の職員で行う。	令和6年 4月1日

監査指摘事項の措置状況通知書

総務部

令和5年度（No. 3）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課 名	指 摘 事 項	措 置 状 況	改善，検討 等の年月日
人事課	(2) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ① 旅費の支出において，政令指定都市以外に出張する場合に交通費は，目的地に最も近い鉄道の最寄り駅までの鉄道賃等を支給するとされているが，最寄り駅から目的地までのバス代等を算定したことにより，1件850円の過払いのものがあった。	最寄り駅から目的地までのバス代を車賃として，路面電車代を旅客運賃として算定し過支給となっていた。交通機関の詳細を確認し，規程内の支給となるよう複数の者でダブルチェックするなどチェック体制を強化し，再発防止に努める。 過支給分については戻入処理し，令和6年4月19日付けで収入済み。	令和6年 4月19日

監査指摘事項の措置状況通知書

福祉保険部

令和5年度（No. 3）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課 名	指 摘 事 項	措 置 状 況	改善，検討 等の年月日
介護保険課	(4) 財産管理に関する事務 [改善を要するもの] ① 介護保険料に係る収入未済金において、介護保険料は公法上の債権であり、介護保険法第200条第1項の規定により、時効が完成することで消滅するものであるが、時効の完成後に債務の弁済を受けているものがあった。	時効完成後の納付分は既に還付処理済み。 今回の指摘事項は、保険料を徴収した職員が時効完成を見落としただけではなく、ダブルチェックを行った職員が見落としたことが原因である。 時効完成後の納付を行う場合にはエラーメッセージ等のポップアップが表示される等の対策を講じるようシステム業者と調整予定。	令和6年 4月18日
介護保険課	(4) 財産管理に関する事務 [改善を要するもの] ② 介護保険料に係る収入未済金において、管理システムへの時効更新日の入力を誤ったことにより、令和2年度中に時効が完成していたが、令和5年度まで債権を繰り越しているものがあった。	新システム稼働に際し、指摘事項については解消済みである。当時の担当職員が時効更新日の入力を手作業で更新した際に「平成」と「令和」の入力を誤ったことによる。 システム変更後については、手入力せず自動表示する、手入力が必要でもエラーメッセージを表示するよう業者と調整予定。それらの表示ができない場合は入力をしていない職員による目視チェックを行い、誤入力を防止する。	令和6年 1月25日
長寿社会課	(4) 財産管理に関する事務 [改善を要するもの] ③ 老人措置費負担金において、納期限までに納付されない場合は、旭川市公法上の収入徴収に関する条例により、納期を超えた日から20日以内に督促状を出さなければならないとされているが、なされていないものがあった。	前例を踏襲し、確認が不十分であったことが原因であった。 担当者は条例を確認し、条例に沿って督促業務を行うとともに、督促チェック表を作成し、係長が督促予定日、督促実施日を担当者から聞き取って記載し、担当者が20日以内に督促できるよう事務を進めていく見込みを立てているかを確認する体制とした。	令和6年 3月29日

監査指摘事項の措置状況通知書

子育て支援部

令和5年度（No. 3）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課 名	指 摘 事 項	措 置 状 況	改善，検討 等の年月日
愛育センター	(2) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ① 旅費の算定において，午後からの出張で用務が可能にもかかわらず日当を調整していなかったことにより，1件1,200円の過払いのものがあった。	指摘事項については，当日午後の出発で用務が可能な行程であることを見誤ったことが原因であった。過払い金については，戻入済みである。 今後は，用務に合わせた適切な行程になるよう確認を徹底するとともに，起票者のみならず，決裁の過程の中で，正しくチェックできるよう，通知等を再確認するなどの体制強化を図り，再発防止に努めている。	令和6年 2月5日
愛育センター	(2) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ② 自家用車の公務使用に係る在勤地内旅費の支出において，総務部長通知では行程2kmに満たない場合には車賃は支給しないこととなっているが，行程1.5kmにもかかわらず車賃を支給していたことにより，1件37円の過払いのものがあった。	決裁過程を含めた確認不足が原因であった。過払い金については戻入済みである。 今後は，在勤地内旅費の運用に共通認識を持つよう，通知等を再確認するとともに，起票時での再確認や，決裁等を通じた複数の目による確認を行うことで，再発防止に努めている。	令和6年 1月31日

監査指摘事項の措置状況通知書

環境部

令和5年度（No. 3）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課 名	指 摘 事 項	措 置 状 況	改善，検討 等の年月日
環境総務課	(1) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ① 市の附属機関ではない協議会の構成員に謝礼の一部として支払った旅費について，所得税の源泉徴収を行っていないかった。	当該構成員に説明の上，令和5年12月27日，当該構成員から源泉徴収額相当分を徴収した。 今回の誤りは，担当した職員が，旅費も源泉徴収の対象であることを理解していなかったことが原因である。 なお，監査指摘以降は，旅費・報償費等の支出負担行為又は支出命令（兼命令も含む。）を起票する度に，源泉徴収の要不要を確認することとしている。	令和5年 12月27日

監査指摘事項の措置状況通知書

土木部

令和5年度（No. 3）監査結果報告書 定期監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課 名	指 摘 事 項	措 置 状 況	改善，検討 等の年月日
土木総務課	(2) 支出に関する事務 [改善を要するもの] ① 旅費の支出において，鉄道賃に係り座席指定料金の算定が漏れていたことにより，1件530円を過少に支給しているものがあつた。	当該出張旅費は，総合政策部と案分のため，土木部分の支出項目（札幌までの片道運賃と日当）を積み上げて計算したが，その際に指定席料金を含めるのを失念したことにより発生したものであるが，令和5年12月21日付けで追給の意思決定について発議し，12月22日付けで起案決裁終了。起案決裁日と同日付けで支出負担行為兼支出命令書を起票，12月29日窓口払にて本人受領済。今後は複数人による確認を徹底するなどチェック機能を強化し，再発防止に努める。	令和5年 12月29日
土木管理課	(3) 財産管理に関する事務 [検討を要するもの] ① 道路占用料の債権管理事務において，督促状を出していなかったものや，減額調定を行わなかったことで収入未済となっているものがあつたほか，旭川市債権管理マニュアルでは消滅時効等を随時記録しておくこととしているが，滞納整理票の時効日欄が未記載となっていたことから，確認体制の強化など，適正な事務執行となるよう債権管理事務の見直しを検討されたい。	督促状の未送付については，「旭川市道路占用料滞納整理の手引き」に基づき事務処理を行っていたが，内容が法令等に則しておらず，適切さを欠くものであつたことによるものであつたため，「手引き」については令和6年1月15日廃止し，「旭川市滞納整理事務処理要領の解説」を改正するとともに，未納者確認日の設定や，廃止届に係る事務処理状況の共有を行う等の改善を行い，「旭川市滞納整理事務処理要領」及び「旭川市債権管理マニュアル」に沿った事務処理の徹底を行った。 減額調定を行わず収入未済となつてしまったことについては，廃止届に係る事務処理について処理状況を複数職員で共有できるものがなく，担当者のみが処理状況を把握していたこと，滞納整理票の時効日欄の未記入については，記入漏れ及び複数職員の確認がなかったことが原因であるため，現在は催告時の起案に滞納整理票を添付することで，複数職員での確認を行っている。減額調定を行わなかったものについては，令和6年1月18日に減額調定を行った。	令和6年 1月18日

監査指摘事項の措置状況通知書

子育て支援部

令和5年度（No. 3）監査結果報告書 公の施設の指定管理者監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課 名	指 摘 事 項	措 置 状 況	改善，検討 等の年月日
子育て支援課 （こどもクラブグループ）	(1) 団体に関する事項 [改善を要するもの] ① 購入代金を支払った物品について、令和4年8月に発注したにもかかわらず監査時点においても納入されていないものがあった。	メーカー側の都合で長期間未納となっていたが、代替品を発注し、既に納品済みである。今後は納入時期の確認などの基本的事項を徹底し、適正な事務執行がなされるよう再発防止に努める。	令和6年 2月20日

【意見、要望等に対する考え方等】

意見、要望事項	考え方等
(2) 所管部局（子育て支援部）に関する事項 ① 事業報告書に添付された収支決算報告書について、決算額が誤った金額で報告されていたほか、基本協定書の業務仕様書別紙の設備備品等一覧及び指定管理者が備える備品整理簿が設備備品等の現状と一致していない状況が見受けられた。報告書等を適切に確認するとともに、必要に応じて指導、助言を行うよう努められたい。	収支決算報告書及び備品整理簿の誤りについては修正済みである。今回の監査結果を踏まえ、指定管理者からの報告書等を適切に確認し、施設の運営状況をしっかりと把握するよう情報共有を図る。
(2) 所管部局（子育て支援部）に関する事項 ② 基本協定に基づく事業報告書には、施設の管理業務の実施状況について記載することが定められているが、指定管理者が行った建築物等の点検や、設備の保守点検業務等について記載されていないものがあったことから、施設の維持管理が適切に行われていることを確認するためにも、事業報告書の内容を改善するよう指導されたい。	各種清掃や点検等は、業務仕様書及び業務の実施基準に規定する回数の清掃や点検を行っているものの、月次報告書の中に当該清掃又は点検を実施した旨の報告が記載されておらず、御指摘のとおり、月次報告書のみでは実施頻度や結果が分からない状態となっていた。 各業務の実施状況が容易に確認できるよう、報告書記載事項の是正や必要に応じた資料の提出を求める等、指定管理者に申し入れ、改善を図り、令和6年2月の月次報告から自主点検チェック票、日常点検リストを受領している。

監査指摘事項の措置状況通知書

上下水道部

令和5年度（No. 3）監査結果報告書 出資団体監査関係分

【指摘事項に対する措置状況】

課 名	指 摘 事 項	措 置 状 況	改善，検討 等の年月日
総務課 （一般財 団法人 旭川市水 道協会）	(1) 団体に関する事項 [検討を要するもの] ① 常勤理事の報酬等の支給につ いて，役員及び評議員の報酬等 並びに費用に関する規程と異な る取扱いをしているものがあつ たことから，実態と規程との整 合性を図るよう検討されたい。	常勤理事の報酬等の支給につ いて，実態と規程の整合性を図るた め，令和6年度第1回定時評議員 会に規程の一部改正を議案として 上程し，全員一致で承認された。 役員報酬は役員としての職務執 行の対価であって労働に対する対 価ではないため，日割計算によつ て算定すべきものではないと税 理士事務所から指摘を受け，日割 計算を取りやめたが，規程の改正 を失念したことにより実態と規程 との乖離が生じたことから，今 後，規程等の内容を十分確認す る。	令和6年 6月14日